



鳥取県公報

令和4年7月22日（金）
第9418号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（395）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の策定（396）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・ 2
	特定計量器の定期検査の実施（397）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2
	住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（398）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出（399）（企業支援課）・・・・・・・・ 3
	公共測量の実施（400）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（401）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（402）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	土地改良区の役員の就退任（403）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まつなみ医院	米子市富士見町二丁目10-3	令和4年7月1日

鳥取県告示第396号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を次のとおり定めたので、同条第4項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

（「次のとおり」は、省略し、計画書を鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課及び西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

令和4年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第397号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	令和4年8月30日（火）	午前11時から午後4時 まで	米子市博労町四丁目364 米子市啓成公民館
〃	令和4年9月2日（金）	〃	〃
〃	令和4年9月6日（火）	〃	米子市大谷町1-1 米子市就将公民館
〃	令和4年9月9日（金）	〃	米子市東福原八丁目24-31 米子市文化活動館
〃	令和4年9月13日（火）	〃	〃
〃	令和4年9月16日（金）	〃	米子市旗ヶ崎七丁目17-30 米子市住吉公民館

鳥取県告示第398号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称及び住所
一般社団法人みもぎの会
米子市両三柳3053-8
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
米子市両三柳3053-8

鳥取県告示第399号

令和4年鳥取県告示第228号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）ドラッグコスモス吉方店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

令和4年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見書を提出した市町村
鳥取市
- 2 意見の概要
 - (1) 南側の駐車場出入口について、間口の拡幅及び植樹の撤去を行うこと。
 - (2) 騒音防止に実効性のある看板を設置すること。
 - (3) 東側からの車両出入りは出入口からのみとすること。
 - (4) 東側出入口の側溝は車両横断通行に耐えうる構造とすること。
- 3 縦覧に供する期間
令和4年7月22日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

鳥取県告示第400号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年7月25日から同年12月28日まで
- 3 作業地域 倉吉市及び東伯郡三朝町

鳥取県告示第401号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月22日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社こやま薬局	有限会社こやま薬局なべや薬局パー	米子市西町86-3	令和4年7月11日	令和4年6月30日	居宅療養管理指導

	クサイド店				
--	-------	--	--	--	--

鳥取県告示第402号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月22日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社こやま薬局	有限会社こやま薬局なべや薬局パークサイド店	米子市西町86-3	令和4年7月11日	令和4年6月30日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり米子市伯仙土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年7月22日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 金 澤 明 米子市尾高1676
- 〃 西 村 洋 志 米子市下郷157-4
- 〃 大 原 仁 司 米子市日下176-3
- 〃 田 中 稔 米子市日下331-1
- 〃 仲 田 祐 康 米子市日下541
- 〃 石 崎 満 米子市石州府434-2
- 〃 野 坂 次 雄 米子市石州府448
- 〃 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
- 〃 井 上 修 美 米子市石州府698
- 〃 佐 藤 基 米子市福万694
- 〃 井 本 達 彦 西伯郡伯耆町押口160-1

- 監事 松 岡 活 志 米子市日下295
- 〃 高 橋 敦 美 米子市石州府431

令和4年3月14日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 金 澤 明 米子市尾高1676
- 〃 西 村 洋 志 米子市下郷157-4
- 〃 大 原 仁 司 米子市日下176-3
- 〃 永 富 武 志 米子市日下547
- 〃 仲 田 祐 康 米子市日下541
- 〃 石 崎 満 米子市石州府434-2
- 〃 野 坂 次 雄 米子市石州府448
- 〃 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
- 〃 井 上 修 美 米子市石州府698

” 佐 藤 基 米子市福万694
” 原 口 勝 美 西伯郡伯耆町吉長369
監 事 松 岡 活 志 米子市日下295
” 高 橋 敦 美 米子市石州府431
” 松 山 定 次 米子市日下146
令和4年3月15日就任 任期4年